

## 第4回田原市上下水道料金検討委員会 会議の概要

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 1. 日 時 | 令和5年10月5日(木) 午前10時から午前11時50分 |
| 2. 場 所 | 田原市役所 会議室                    |
| 3. 議 題 | 上下水道料金のあり方についての意見書案の検討について   |
| 4. 出席者 | 委員6名<br>事務局(8名)              |

### 5. 会議録

#### 1. 上下水道料金のあり方についての意見書案の検討について

○「水道料金のあり方について(意見書)」(案)について、事務局から説明

##### ・主な質疑等

Q. 「2. 水道事業の現状」の「更新投資について」、毎年5億円超かけて改築・更新しているが、物価や人件費が上がり進捗が少ない、ということだが、これまでの改善に向けた努力や考えている計画について付け加えるべきではないか。

A. 「現状」では、あくまで現状を説明している。「結論に至った理由」に「住民生活への影響を最低限に抑えるために、更新工事を加速していく必要がある」と記述しており、それに向けて現状計画等は随時中身を見直ししながら進めていく。

また、「(1)投資の試算」において、投資計画に優先順位をつけ進めていくとしている。

##### [意見]

現状では、こうでしたという事実を書いていると思うが、平成30年度以降更新投資をしてきた、今までこういう改善をしてきたものの、それ以上に資材高騰した。こういう試みをやってきたが、計画通り進捗できていない状況になっており、料金改定が必要である。など、これまでの取り組みを入れるとよい。

##### [意見]

今後、劣化、寿命診断や更新方法の改善などにより、更新コストの適正化を推進してほしいと「5. 附帯意見」に追加してもらいたい。

Q. 「4. (2)財源の試算」で、令和6年度は赤字決算が見込まれるということだが、推計上か。確実になければ、「今後」という表現でもよいと思う。

A. 第2回検討会前の収支予測の時点で赤字決算を把握している。

Q. 料金水準が国の補助金の要件を満たしていないということだが、要件とはどのようなものか。

A. 13mmのメーターで、10㎡使用した場合の使用水量料金について、令和5年度の補助要件では、1,597円以上だが、田原市は1,595円で2円下回っているため今年度は対象外となっている。

Q. 今回、値上げをすれば要件をクリアするということか。

A. はい。

##### [意見]

「附帯意見 (2)使用者の水道経営への理解促進について」に「広報等により本委員会での検討内容を広く周知する」とあるが、広報たはらの本検討会の記事を見て、一般の方に向けてポイントをおさえた表記でよいと思った。

Q. 「4. 結論に至った理由 (1)投資の試算」で、「平成30年に策定した中長期の経営計画の目標、基幹管路耐震管率50%を達成できるよう、当面各年度5億円超の投資を継続する」とあるが、5億円超の投資の継続で目標は達成できる見込みか。

「現状」では、「資材価格等の増加により、計画通りの進捗が実現できていない」ということだが、5億円超の投資は変わらないか。

A. 基幹管路200mm以上の管を集中的にやる予定で、基幹管路の耐震管率が達成する見込みである。ただ、今後更新工事を加速していくためには、予算も人員等も増やしていく必要があり、そういったところも調整して更新のペースを上げていきたい。

##### [会長まとめ]

水道料金のあり方についての意見書案だが、「2. (5)更新投資について」これまでの改善に向けた経

緯や取り組みを記載したほうがよい、また、「附帯意見」で、更新コストの適正化を図っていくということを追加したほうがよい、という意見があった。以上のような内容でよろしいか。

(委員全員了承)

○「下水道使用料のあり方について(意見書)」(案)について、事務局から説明

・主な質疑等

- Q. 「現状」に、「一度も使用料改定を行っていない。(消費税増等による改定を除く。)」とあるが、このカッコ書きは必要か。消費税は社会のことであり、入れなくてもよいのではと考える。
- A. 消費税が増税されると下水道条例もその都度改正が必要になる。消費税増等とあるのは、市町村合併による統合や農業集落排水は維持管理形態の変更など消費税による増額だけではないため「等」としている。
- Q. 水道事業では、「(市町村合併による料金統一及び消費税率の改定時を除く)」と書いているが、「市町村合併」を入れるという点についてはどうか。
- A. 市町村合併のタイミングのみでなく、すべてを列挙することはできず「等」に含めている。

[意見]

料金体系を変えたのではないが、条例等で厳密にいうと改定になるので、カッコ書きをした方がいいのではないかということ。あっても問題ないと思うので残してよいと思う。

- Q. 「下水道使用料の現状」で、維持管理費を賄い切れておらず、公共下水道では 20～30%、農業集落排水では 50%程度と別々で計算されている。農業集落排水事業の供用開始年月日はかなり前なので、こちらに維持管理費がかかってくると、料金体系を統一するが、今後、農業集落排水事業だけ値上げすることはあるのか。同じ変更にしていくということか。
- A. 古い施設は改修しながら、また、農業集落排水施設同士の統廃合や、公共下水道と農業集落排水施設を統合するなど、施設を少なくして経費を下げるような施策をやっていく予定である。徐々にではあるが、一緒に管理をしていく形はとっていきたい。農業集落排水事業の維持管理費が大きくても、そちらだけの値上げは考えていない。
- Q. 市民に伝えるときに、計算のプロセスをどう説明すべきか。混乱しないように公表してもらいたい。
- A. 下水道全体としては、資金不足にならないよう、平均すると 13% の増額を考えたうえで、一気に 13% 上げることはせず、1 段階目は農業集落排水において定額制をやめる。使用料体系がそろった 2 年後に基本料金をひと月 55 円上げ、従量料金の 1 m<sup>3</sup> にかかる増額を 4% としている。2 年後の改定時もわかるように説明していきたい。
- Q. 「4. 附帯意見」にある「使用料体系の統合により負担が大きくなる農業集落排水施設の利用者は、学校、病院等の公共性の高い施設である。」という意味を説明してほしい。
- A. 農業集落排水では、どれだけ使用しても 2 か月で 4,190 円。事業所においては、3 段階の一番多く排水する区分においても 1 か月 6,000 円台だが、従量制を採用して公共下水道のように使った量の料金を払うことになると、大きく使用料が上がる方がある。大口利用者の中に学校や消防署などの公共施設、福祉施設や介護事業所などがあり、その影響を検討してほしいという意見を記載している。

[意見]

統廃合をすることでコスト削減という説明があったが、今後も継続し、更新コストの適正化を継続してほしいということを下水道事業の附帯意見へ追加してほしい。

[会長まとめ]

下水道使用料のあり方についての意見書案は、附帯意見に(3)更新投資についてを追加することです。

(委員全員了承)

2. その他

意見書提出日及び今後の予定について説明